

# 金融トラブルに 注意しましょう!

～悪質な手口があなたを  
狙っています～



# 3

## SNS等を通じた個人間融資

個人を装ったヤミ金融業者がSNS等を通じて違法な高金利の貸付けを行います。また、SNS等で提供した個人情報が他の犯罪に悪用される危険性があります。

**POINT**

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、「貸金業」に該当します。貸金業を営むには、国または都道府県の登録を受ける必要があります。
- 無登録で不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金を貸します」などと書き込んで契約の締結を勧めることは、貸金業法において禁止されている「貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること」に該当する恐れがあります。



「おかしいな」「困ったな」と思ったら  
以下の相談窓口にご連絡ください。

ご連絡・お問合せ先

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

☎03-5320-4775

財務省関東財務局東京財務事務所  
☎03-5842-7015

警視庁総合相談センター  
☎#9110または03-3501-0110  
相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。

日本貸金業協会貸金業  
相談・紛争解決センター  
☎0570-051-051

都知事登録の貸金業者と都に寄せられた無登録業者の一覧は、  
東京都産業労働局のHPでも確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/> ▶



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

R80  
古紙パルプ配合率80%再生紙を使用